

TAXER NEWS

三上会計事務所発行
オリジナル事務所通信

平成 20 年 12 月号

《 所長便り 》

いよいよ今年も残すところあと少しとなりました。例年のごとく会計事務所は、この時期は年末調整に追われ忙しい日々を送っております。

さて、今年は皆様にとりまして、どんな 1 年になりましたでしょうか？私事でいえば、健康でいられたことが何よりの幸せです。去年は、死の淵をさまよいかけたので・・・。

それはさておき、先日運転免許の書き換えに行っていました。実は私はゴールド免許だったのですが、今回は青・3 年となってしまいました。恥ずかしい話、この 5 年間くらい違反を繰り返しております・・・。自分では安全運転のほうだと思っております。先日も、栄のパーキングエリアに駐車してお客様のところへ伺っていたんですが、1 時間 300 円のパーキングエリアに 1 時間 20 分駐車していて、戻ってみると、フロントガラスに黄色の紙が！思わず「なんじゃこりゃー」と心の中で叫んでしまいました。そのほかにも携帯所持運転（電話かかってきたんで車を止めようと思ってたところだったんですよ。そしたら交番を通り過ぎてしまい・・・）や、速度超過（整備したの広い道路が 40 キロ制限のままだったところを 55 キロで走行）だったり、言い訳ばかりですが、まあ違反は違反ですし、大事故につながらなかったことが良かったとプラス思考でいくしかないですね。

ちなみに違反金等は所得税、法人税とも必要経費にすることができません。もし、従業員さんが、駐車違反をしてしまった場合その肩代わりをするのであれば、給料をその分増やして支給して経費に計上するという策もあります。いづれにしても、年の瀬で時間がなく、あせって行動しがちですから安全運転しましょう。



《 経営情報 》

【国税庁がリース料に対する消費税について分割控除認める】

平成 20 年 4 月 1 日以降締結されるリース契約で所有権移転外ファイナンスリース（リース契約の大部分が該当。）については、従来どおり「リース料」処理する場合でも消費税だけは、リース資産引渡し事業年度で一括控除しなければならない・・・と、5 月号の TAXER NEWS で記載しました。

この処理のギャップについて、日本税理士会連合会が国税庁に実務上の問題点として改正の要望を提出し、国税庁は『「リース料」処理する場合消費税もリース資産引渡し事業年度で一括控除せず、リース料を支払都度控除するという従来の処理方法（分割控除）も認める』という回答を出しました。

大幅変更から一転、元の処理に戻ったような回答でした。

【裁判員等の日当等は雑所得】

来年 5 月から裁判員制度がスタートしますが、裁判員などに支給される旅費や日当、宿泊料に関する所得税法上の取扱いを国税庁が明らかにしました。

三上会計事務所

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info

- ・裁判員等に対して支給される日当等については、その合計額を**雑所得**に係る**総収入金額**に算入する。
- ・実際に負担した旅費及び宿泊料、その他裁判員等が出頭するのに直接要した費用の額の合計額については、旅費等に係る雑所得の金額の計算上**必要経費**に算入する。
公的年金以外の雑所得については、収入金額-必要経費という計算です。
雑所得については、**次のような人は確定申告**しなければなりません。
 - ・1ヶ所から給与をもらっている給与所得者・・・雑所得が20万円を超える人
 - ・給与所得者以外・・・雑所得を加えた所得金額の合計額から所得控除の合計額を差し引いた結果、所得税額が算出される人

《 今月の税務 》

- ・給与所得の年末調整 **調整の時期…本年最後の給与の支払をするとき**
- ・固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付 **納期限…12月中において市町村の条例で定める日**
- ・10月決算法人の確定申告
 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税>
申告期限…平成21年1月5日（月）
- ・4月決算法人の中間申告（半期分）
 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>
申告期限…平成21年1月5日（月）

《 行楽日記 》 （文責・木村）

先日、神戸・大阪の旅に行って参りました。当日は今年になって最も寒さが厳しくなり、雪も降り出すような天気でしたので、寒さに震えながらの六甲山の夜景観賞となりました。

今回の旅では神戸の六甲山の夜景観賞と共に、大阪城、通天閣などにも行って参りましたが、特に印象に残ったのはやはり通天閣周辺の新世界と呼ばれる地域でした。串カツやたこ焼きなどの名物を楽しみましたが、店員さんやお客さんと会話をすると皆さん漫才師のようで、『これが噂の関西人か・・・』と感心してしまいました。

また、スマートボールと呼ばれる古くさーいパチンコ屋さんもあって、レトロな気分を味わうこともできました。単純なゲームですがやってみると意外とハマってしまい、ツアーで訪れた観光客が時間を忘れてバスの集合時間に遅れてしまうことがしばしばあるそうです。

その他にも町の至る所に将棋・囲碁サロンが点在し、日本以外のどこかにいるような錯覚に陥ってしまいそうな異文化交流の旅となりました。



三上会計事務所

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info